

電子契約締結ガイド



令和8年3月作成
伊丹市総務部総務室契約・検査課

1 電子契約の概要



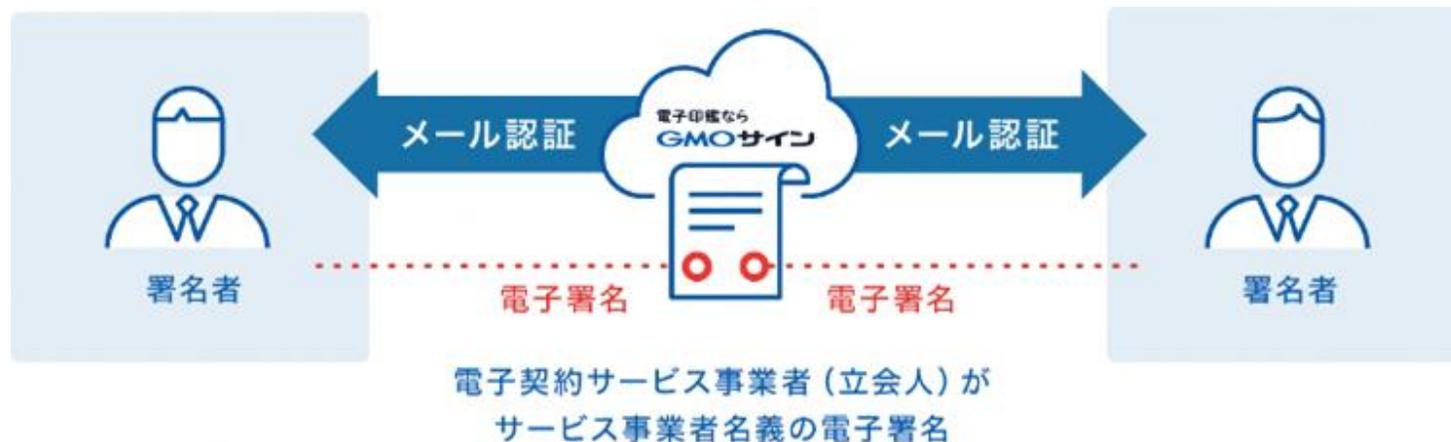
(1) 電子契約とは

電子契約とは、書面への押印、郵送や対面で行っていた従来の「紙+押印」の物理的な契約書の作成をもって契約の成立・担保をするのではなく、クラウド型電子契約サービス上で電子技術を用いて、改ざんが不可能、あるいは検知できる形での電子署名（本人確認証明）を付与した「契約書の電子データ」の作成をもって法的に有効な契約書として成立させるものです。

受注者は、インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能で、費用負担もありません。

【電子契約サービスイメージ】

電子契約システムでメール認証などを行い
サービス事業者の電子証明書で署名



(2) 電子契約のメリット

次のように、受注者、発注者双方にとって多くのメリットがあります。

- (1) 契約事務にかかる作業が不要（印刷、製本、郵送、押印等の作業が不要）
- (2) 契約締結までの時間短縮（郵送や訪問に係る時間が不要）
- (3) コスト削減（印紙代、紙代、コピー代、郵送代、封筒代が不要）

【紙の契約と電子契約の違い】

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ（PDF）
押印	印鑑	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

(3) 対象とする契約

原則、「伊丹市長」が契約者となるすべての契約を対象とします。

ただし、法律で紙媒体での作成が契約の成立要件となっているもの（※1）は除きます。

* 変更契約、仮契約も対象とします。

【※1 電子化に規制の残る契約文書(代表例)】
事業用定期借地契約（借地借家法）

2 契約締結の流れ



(1) 電子契約に係る届出書について

年 月 日

電子契約用メールアドレス届出書

伊丹市長様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

伊丹市と契約する下記案件について、電子契約サービスを利用して締結することとし、必要となる契約締結用メールアドレスについて、以下のとおり届け出ます。

契約案件名		
契約締結権限者	役職	氏名
利用メールアドレス※		

担当者連絡先	部署名	
	役職	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
(担当者連絡用です。※欄と異なる場合のみ記入してください。)		

(注意)

- ・電子契約の署名依頼は、上表※印欄に記載されたメールアドレスに送信されます。
- ・上記の必要事項を入力の上電子メールで提出してください（電子メールの件名は『電子契約用メールアドレス届出書』としてください）。

「電子契約用メールアドレス届出書」の提出

【提出方法】

○所在地、商号又は名称、代表者職氏名、その他必要事項を記載のうえ電子メールで提出してください。

【提出先】

○入札案件の場合
契約・検査課

(itami-ekeiyaku@city.itami.lg.jp)

○随意契約（入札案件以外）の場合
各担当課の指定するメールアドレス

【ご記載にあたって】

○契約締結権限者の職名、氏名及び利用メールアドレス、事務担当者の連絡先を記入してください。

(2) 署名依頼メールが届きます

メール件名「伊丹市様より▲▲▲への署名依頼が届いています」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

操作手順

- 1 メール内の電子署名URLをクリックします
- 2 アクセスコードを入力します（次のページ参照）
- 3 ブラウザ上に、文書の内容が表示されます

・受注者に、（1）で提出したメールアドレスに、契約書の確認依頼のメールが届きます。
・メールが届きましたら、URLより速やかに電子契約サービスにアクセスし、契約書の内容を確認した上で、署名をしてください（入札案件の場合は、落札決定後7日以内に署名をしてください。やむを得ず7日以内に署名することができない場合は申し出てください。）。

・円滑な契約締結のため、受注者に、当日中に契約書等の内容確認のため、必要事項を記載した契約書等一式をメール送付し、事前に確認をお願いする場合がございます。
この際に、修正すべき事項等があれば申し出を願います。

(3) アクセスコードについて

無関係な第三者による文書の閲覧を防止するためアクセスコード入力画面が表示されます。

アクセスコード入力

アクセスコードがご不明な場合は、相手先までご連絡ください。

1

アクセスコード

2

次へ

操作手順

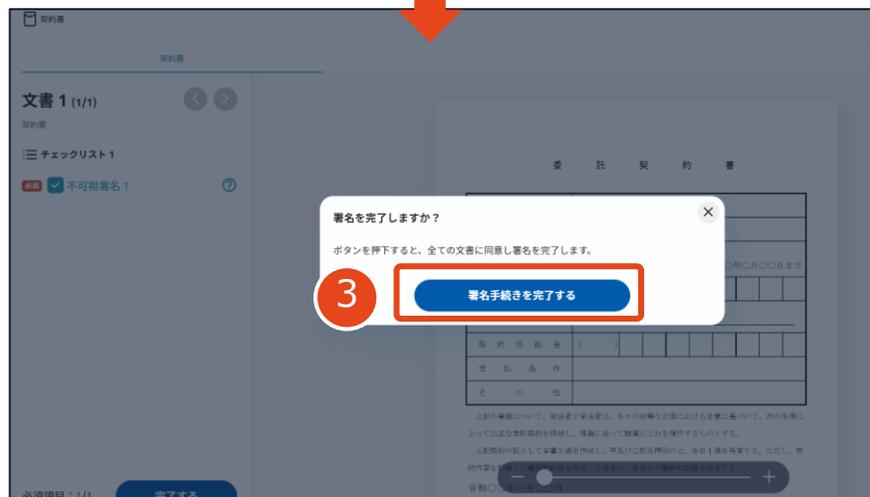
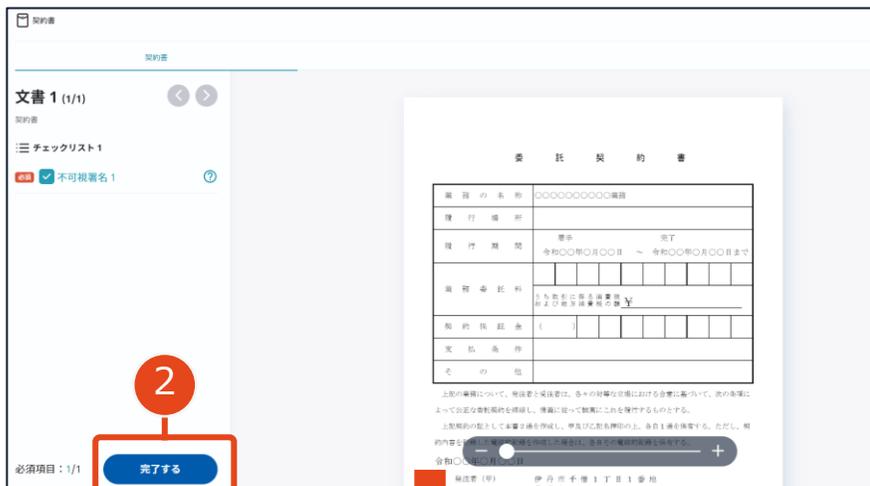
- 1 アクセスコードを入力します
- 2 【次へ】 ボタンをクリックします

アクセスコードの確認方法

アクセスコードは署名依頼メールには記載されておりません。

市発注担当者より電話にて受注者契約担当者へご連絡します。本人確認の真正性確保のため担当者ご本人以外には伝達できませんのでご了承ください。

(4) 文書を確認します



操作手順

- 1 文書内容を確認します
- 2 内容に問題が無ければ、「完了」を押します。
- 3 【完了する】をクリックするとメッセージが表示されますので、問題なければ【署名手続きを完了する】をクリックして署名完了です

不可視署名について

○印影の不要な「不可視署名」となります。
○印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

(5) 署名済文書のご案内が届きます

受注者、発注者双方の署名完了後、
電子署名完了のお知らせがメールが届きます。

メール件名「電子署名完了のお知らせ」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

**メールに記載の「文書の確認」からログインして文書詳細のプレビューで
署名文書を確認できます。**

【受注者側】

メール配信日時より14日以内にURLより署名済み契約書PDFファイルをダウンロードし、保管ください。
このPDFファイルが従来の契約書の受注者控えとなりますので、大切に保管してください。

※GMOサインにアカウントを登録（無料）すると、GMOサインに保存された契約書等をいつでも確認できます（登録は任意です）。

3 電子署名の確認方法



電子署名の確認方法①

【ダウンロードしたPDF上で確認】

○Adobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。

【署名パネル】 署名パネルボタンを押すと表示されます。

Adobe Acrobat Readerの「署名パネル」ボタンをクリックして、「署名パネル」を開きます。

署名済みであり、すべての署名が有効です。

署名

すべてを検証

バージョン 1: GMO Sign Dept. により署名済み

署名は有効です:
信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)
文書は、この署名が適用されてから変更されていません
署名者の ID は有効です
埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。
署名は LTV 対応です

▼ 署名の詳細 日時情報

理由: 氏名様 メールアドレス が2021-10-07 09:25:23 +09:00 JSTに承認しました

署名の場所: 日本

証明書の詳細...

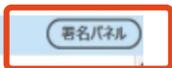
最終チェック日時: 2021.10.07 09:25:55 +09'00'

フィールド: FIELD_2336416_0 (不可視署名)

このバージョンを表示

> バージョン 2: SEIKO Timestamp Service. Accredited A2W03-008 により署名済み

すべての署名が有効です。



署名パネルボタン

委 託 契 約 書

業 務 の 名 称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務										
履 行 場 所											
履 行 期 間	着手 完了 令和〇〇年〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇〇日										
業 務 委 託 料	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> うち取引に係る消費税 および地方消費税の額 ¥										
契 約 保 証 金	() <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										
支 払 条 件											
そ の 他											

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項
よって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

電子署名の確認方法②

【GMOサインの「文書管理内」プレビューで確認】

○GMOサインの「文書管理」内の[プレビュー]表示時に署名者の情報が確認できます
○ご利用には無料のアカウント登録が必要です。

管理番号 | [REDACTED]

Signing Time

署名者情報

[REDACTED]

に承認しました

署名者情報

[REDACTED]

に承認しました

署名者の氏名やメールアドレス、作業日時が記録されています

署名済みであり、すべての署名が有効です。

署名パネル

委 託 契 約 書

業 務 の 名 称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務
履 行 場 所	
履 行 期 間	着手 完了 令和〇〇年〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇〇日まで
業 務 委 託 料	うち取引に係る消費税および地方消費税の額 ¥
契 約 保 証 金	()
支 払 条 件	
そ の 他	

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、契約内容を記録した電磁的記録を作成した場合は、各自その電磁的記録を保有する。

令和〇〇年〇月〇〇日

発注者(甲) 伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市
伊丹市長

受注者(乙)

電子署名の確認方法③

【契約締結証明書で確認】

- プリントアウトした場合、当証明書を添付頂く事でPDFファイルを開く事なく情報確認が可能となります。
- 電子署名済みであることの対外的な証明としてもご利用いただけます。
- 契約締結した書類に関しては、左下に紐づけするIDが表示されます。

GMOサイン 電子契約締結証明書

署名済みであり、すべての署名が有効です。 署名パネル

委 託 契 約 書

文書名	経営委任契約書_001
管理番号	0000015
文書作成者	GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社
文書作成者メールアドレス	
締結証明書ID	7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02

操作日時	署名方法	署名者情報
2020/07/31 20:09 (JST)	実印タイプ	CN GMO 太郎 O GMOクラウド株式会社 OU ソリューション事業部 L 渋谷区 S 東京都 C JP
2020/07/31 20:09 (JST)	契約印タイプ	GMOクラウド株式会社 GMO 次郎 gmo-jirou@gmocloud.com
2020/07/31 20:09 (JST)	契約印タイプ	GMO 花子 09012345678

業務の名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務
履行場所	
履行期間	着手 完了 令和〇〇年〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇〇日まで
業務委託料	うち取引に係る消費税および地方消費税の額 ¥
契約保証金	()
支払条件	
その他	

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項に

契約締結証明書IDと一致します。

7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02

4 ご参考



以下のオペレーティングシステム、ウェブブラウザのご利用をおすすめします

Windows

- Windows 10 以上
- Chrome 最新版
- Internet Explorer 最新版
- Firefox 最新版
- Edge (※Chromium版) 最新版

Android

- Android 9.0 以上
- Chrome 最新版

※Galaxyブラウザは対応外となります。

Macintosh

- MacOS 10.15 以上
- Safari 最新版
- Chrome 最新版

iPhone / iPad

- iOS 15以上 (iPhone8以降の端末)
- iPadOS 14 以上
- Safari 最新版
- Chrome 最新版



ファイル暗号化

GMOサインでは1つ1つの契約データごとに暗号化して保管しています。



通信の暗号化

通信を暗号化することで、盗み見や改ざんを防止しています。



Hardware Security Moduleによる署名鍵保管

電子契約に利用するお客さまの署名鍵は、Hardware Security Moduleの堅牢な環境で生成・保管しており、不正利用を防いでいます。



セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者によるセキュリティ診断を行っています。



WAF (Web Application Firewall)

不正な攻撃からもシステムを保護しています。



データバックアップ

全ての契約データを日次でバックアップを取っています。



ISMS27001

2006年11月にISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の国際規格「ISO/IEC27001:2013」並びに「JIS Q 27001:2014」を取得しています。

印紙税法第2条は、課税対象となる「**文書には、…印紙税を課する。**」と規定しています。

この「文書」に電子契約が該当するかが問題となりますが

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において

電子文書には印紙税が課税されないと明言されています。

※内閣参質162第9号 平成17年3月15日

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm>

「事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、**文書課税である印紙税においては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない**」

※国税庁ウェブサイト 照会事項への回答

https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/02.htm

「注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ**注文請書を電磁的記録に変換した媒体**を電子メールで送信したとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同様に、課税文書を作成したことにはならないから、**印紙税の課税原因は発生しない**」

国税関係書類の電磁的記録の保存については、同7条の要件に従う必要があります。
結論、GMOサインは電子帳簿保存法に標準対応しております。

電子帳簿保存法第7条の要件	GMOサインの対応状況
① 措置 認定タイムスタンプの押印 及び 記録保存者の情報を確認できるようにすること（規則8条1項1号）又は 正当な理由のない訂正・削除の防止に関する事務処理規程の運用・備付（同2号）	日本データ通信協会の認定タイムスタンプの押印 認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報確認
② 場所 国税に関する法律が定める「保存場所」（規則8条1項） ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存されているものと取り扱われます。	システムから電子契約をディスプレイに出力
③ 期間 国税に関する法律が定める「期間」（規則8条1項）	法人事業者の場合、7年間 （欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間）
④ 保存 1) 見読性の確保 （規則3条1項4号） 2) システム概要書類の備付（規則3条1項3号イ） 3) 検索機能 （規則3条1項5号）	1) ディスプレイ上・書面上で出力が可能 2) サービスサイト上に掲載 3) 文書名、契約相手、期間、金額等により検索が可能

参考

（国税庁）電子帳簿保存法について <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/>

5 困ったときは

お気軽にお問い合わせください

【電子契約サービスの操作、不具合等に関する質問】

- 電子印鑑GMOサイン 運営事務局
 - ・ 電話番号 03-6415-7444 (受付時間 平日10:00-18:00)
 - ・ メールアドレス sales@cs.gmosign.com
 - ・ お問い合わせフォーム <https://www.gmosign.com/form/>

GMOサイン

検索

【契約手続きに関する質問】

- 伊丹市総務部総務室契約・検査課
 - ・ 電話番号 072-780-4375 (受付時間 平日9:00-17:00)
 - ・ メールアドレス itami-ekeiyaku@city.itami.lg.jp